



~~B610~~

ref B640  
B150 . 0 10  
/





海南叢書  
第二編  
海南流刑史

判事尾佐竹編

判事尾佐竹編

海南叢書第二編

海南流刑史

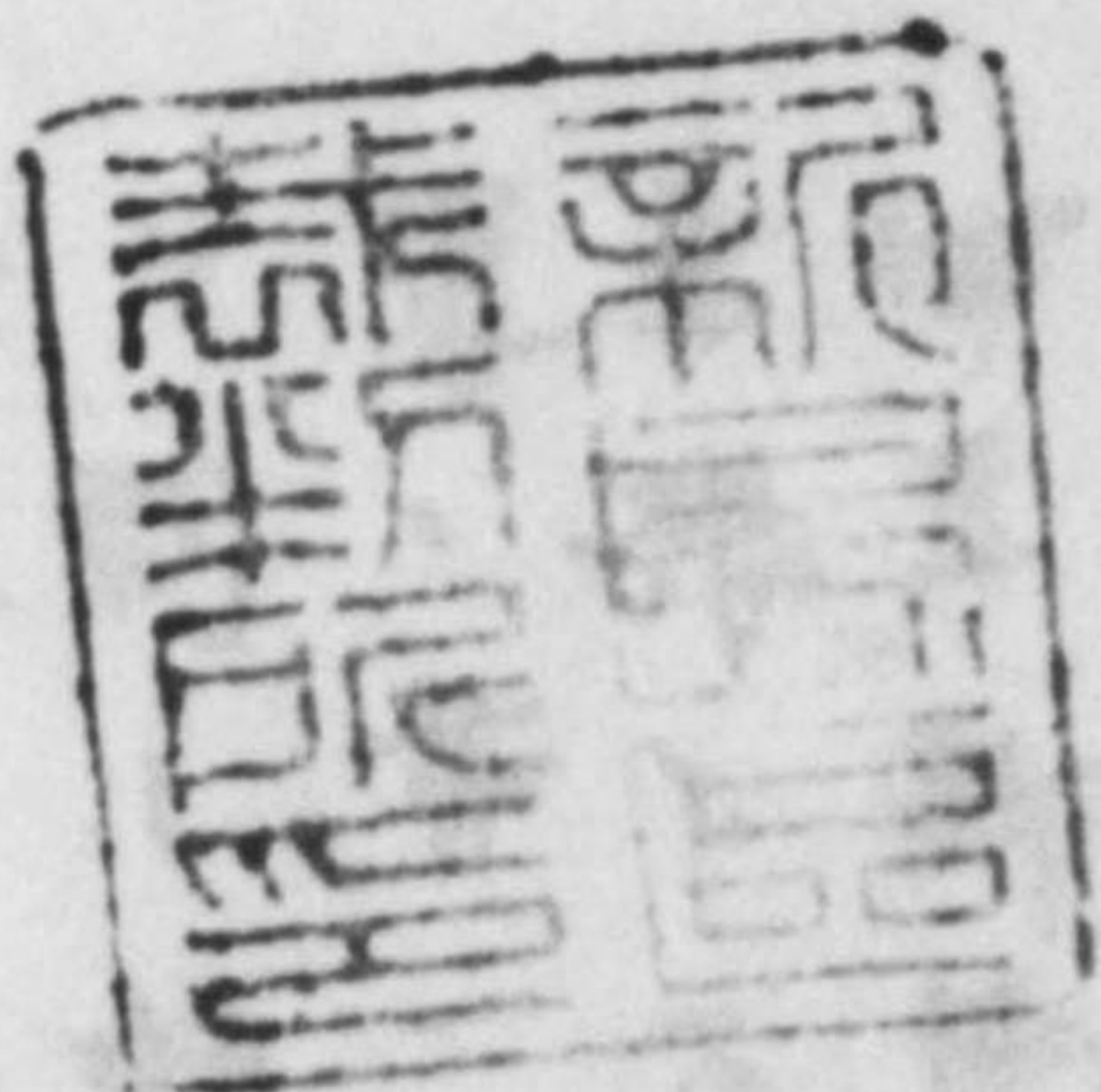


B640  
0 10  
1

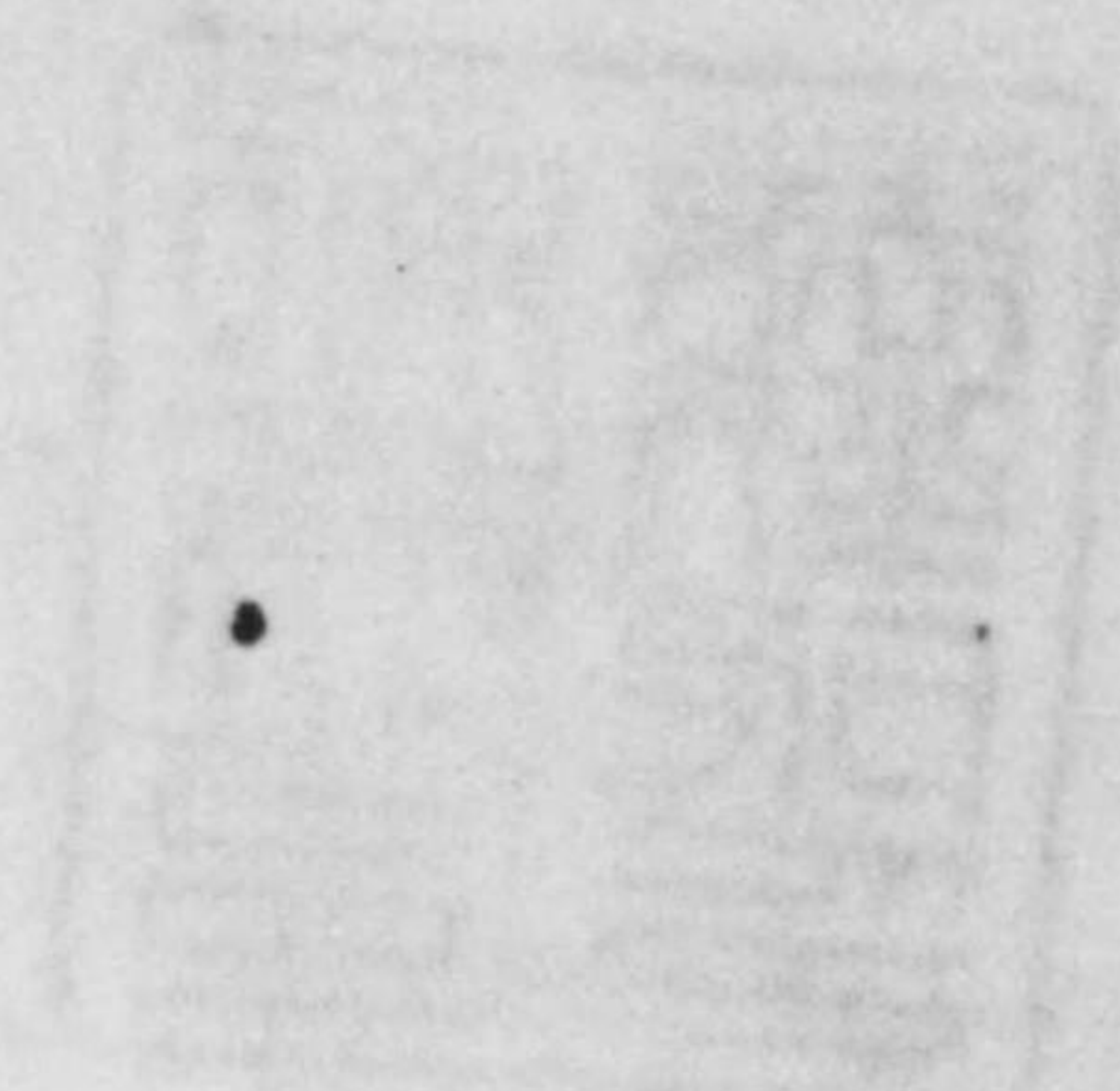


四十二年

第三年



Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.









本書トス  
茲於ハ  
ハ必ク  
ル来北  
リ例  
シ科全書  
百科全書  
ヲ海内  
ハ四ノ重  
ルハ從  
トク

己酉三月菜花黃・桃花紅十時

於宮城河上麓高舍

第一卷 第一章 漢書 卷之九 地理志 第十一 南蠻傳 第十一 南蠻傳 第十一 南蠻傳





海  
南  
刑  
文  
目  
次

一

海

南

刑

文

目

次

一

一

一

一

一

第

一

章

緒

言

文

目

次

一

一

一

第

二

章

流

刑

義

一

一

一

一

一

第

三

章

流

刑

犯

一

一

一

一

一

第

四

章

流

刑

罰

一

一

一

一

一

第

一

節

出

刑

一

一

一

一

一

一

第

二

節

流

刑

地

一

一

一

一

一

第

三

節

流

刑

人

一

一

一

一

一

第

四

節

所

轄

一

一

一

一

一

一

第

五

節

着

馬

一

一

一

一

一

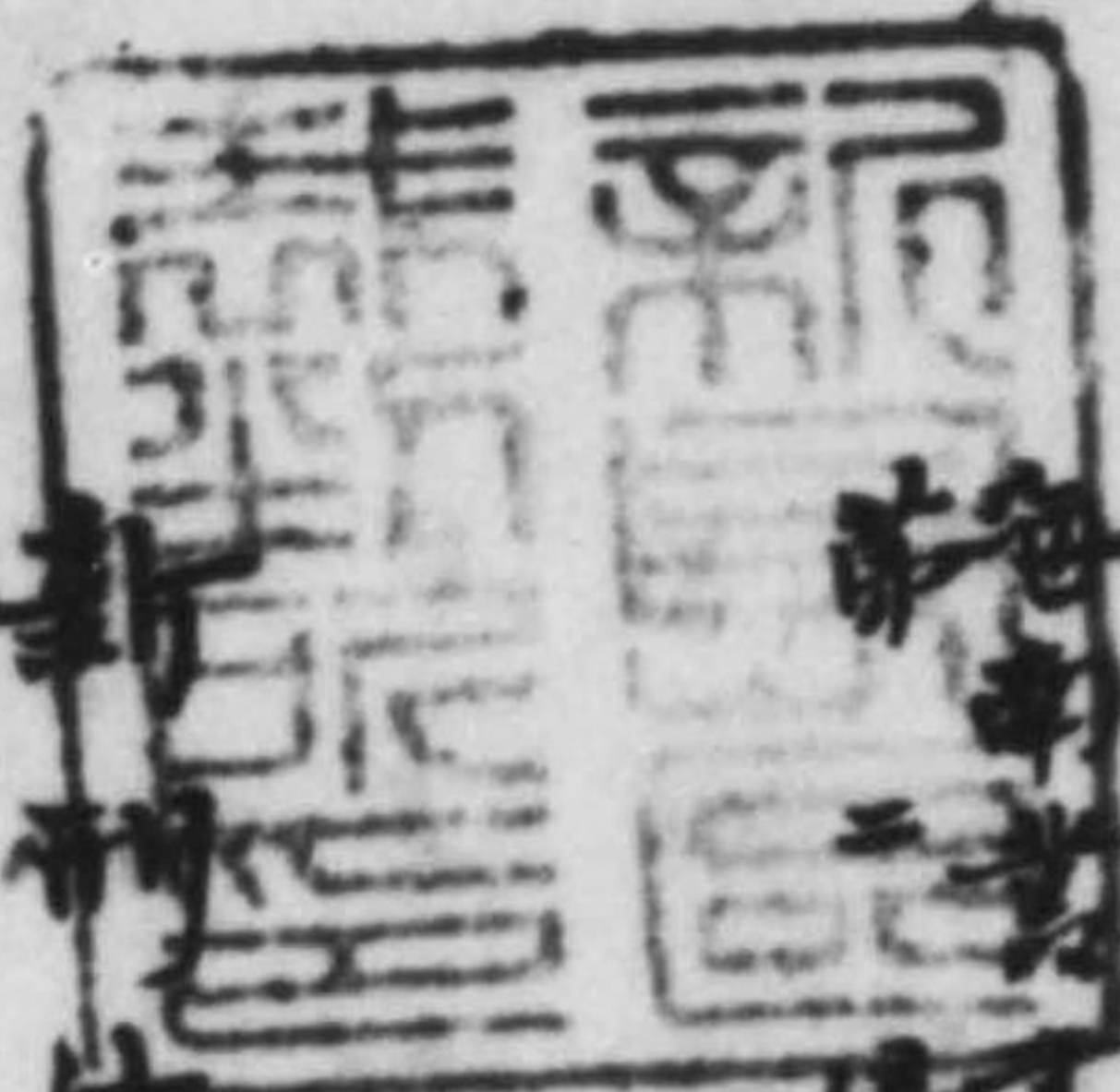
一

第  
六  
節  
出  
名  
一  
十  
條  
第  
七  
節  
海  
民  
十  
一  
條  
第  
八  
節  
北  
界  
第  
九  
節  
北  
界  
第  
十  
章  
流  
刑  
同  
傳









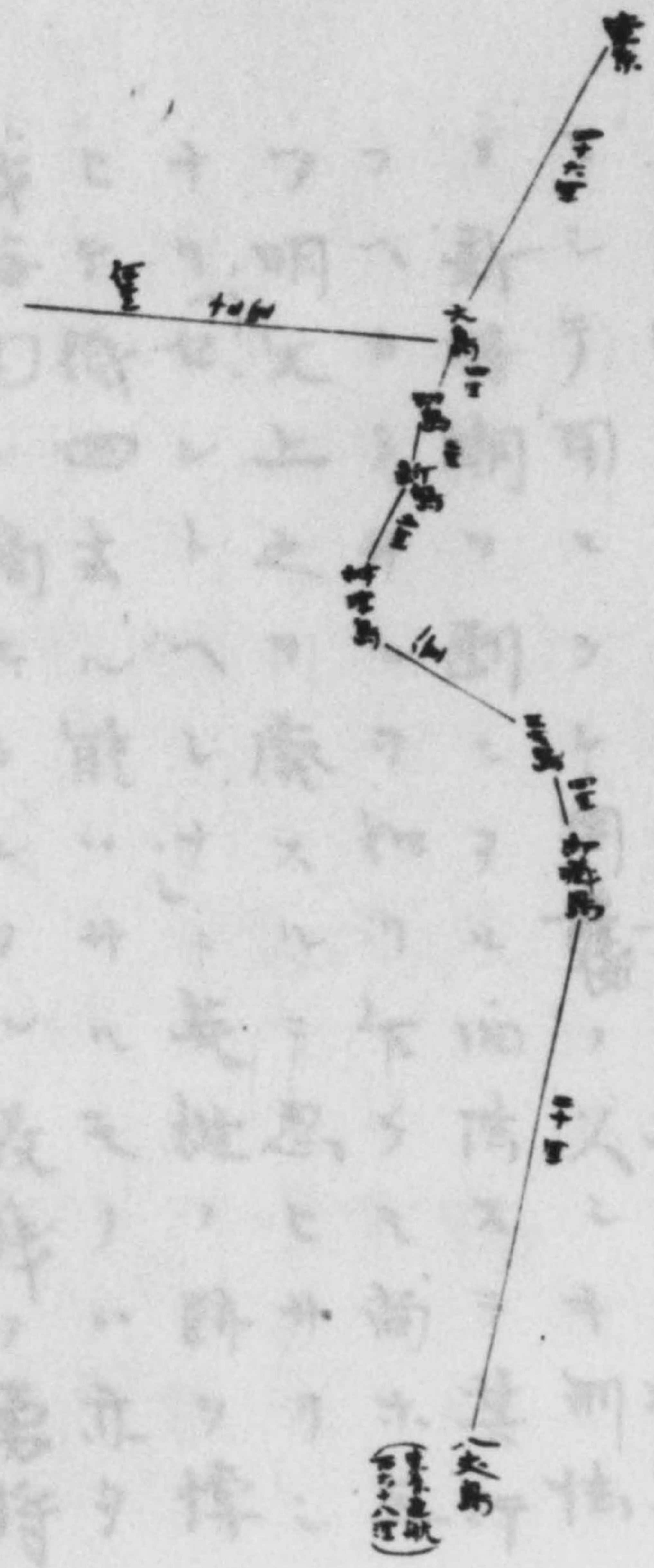
海南流刑史

第一章

緒言

尾佐竹 権太郎

新法。ハ既ニ痕跡ヲ止メ、  
 治草リ有セリ。英回スラ、  
 漸次廢止シ、近年、監獄  
 令亦之カ、廢止シ、決斷セ  
 一現代ノ法制日リ脱却シ、  
 三トト雖、東西ノ創世、  
 止盛。行ハシ死ニ次、  
 近世ノ重刑。





トシテ法制史上重要、地位ヲ占メ  
 時ニ我國、如キ四面環海島嶼、幕布  
 島國ニテ、リテ最モ適者、刑罰  
 トシテ用ヒラレ、周襲、以テキ刑  
 新時期リ、到シタル旧法スラ其汗  
 フヘカウサハルヲ知リ、乍ラモ尚ホ且  
 フ明文上之ヲ廢スルニ忍ヒサリシ  
 ナリ「セ」トヘシナシ、英雄ノ跡ヲ悼  
 ヒテ、低田去ル能ハルニサレ、亦夕  
 我海南ニ、獨セラレヨル、敗殘ノ勇將

一、拘、張リ情シヤサラシ、ヤ哀々  
 シ、一曲、追方節、見童走卒、腹  
 ラモ、断リシ、綿々タル島嶼、七、丈、丈  
 ノ、心ヲ九、回セ、ム、我、何、七、島、地  
 シ、心ヲ九、回セ、ム、我、何、七、島、地  
 シ、其間ヲル、近カラス、遠カラス、渡  
 便錯落ヲル、列島ノ、敷ク、各、こ、テ、羅、列  
 へ、人稀レ、度、障、他、こ、テ、他、ア、ン、リ  
 知ラズ、是レ、豈、好、苗、洗、刑、地、ニ、ア



ラスヤ古来流刑ヲ云フモハ七島  
ヲ云ヒ七島ヲ云フ者ハ流刑ヲ云フ  
流刑ナクハ七島ナクハ七島ナクハ  
ハ流刑ナクハ七島ナクハ七島ナクハ  
流刑ヲ設ケルモハカ七島ヲ離レテ  
世来タテ流刑ニ干スル書アハシ  
知ラズ止時刑罰ノ執行ヲ喋々ス  
一凌多シト雖未ダ曾テ流刑ノ執行  
ニ付キ之ヲ調査シタリモアルヨ  
町カサリルコトヲ謂フ勿レ廢セラレ

シハ刑罰ニ之ヲ研スルハ要ナシト  
沿革ヲ知ラザルハ逆ニ砂上  
、橋岡ト選ツルナキリ知ラザルカ  
、川海ニ注ルハ壯觀ヲ知リテ賦繪  
樹葉ヲ打ツ源ヲ知ラザルハ徒焉  
ニソ以テ法理ヲ達スルハ死シキ  
、流刑ヲ以テ法理ヲ達スルハ死シキ  
、海馬高ク飛ンテ棘親啼クハ邊  
、士行キ美姫道ヲシテ高僧請セテ  
人配セラルル歩多クハ紅燭紫窓千秋伴



綿令キサレ、恨、海潮度カ岸ヲ  
 此へ此去、業凡岳枝ヲ鳴セ凡止  
 マス身自、此地、ヤリテ此凡物、  
 揚ス感興湧カサレ、ト欲スルモ豈  
 得ンヤ、此ヤ  
 此必要アリ、此感興湧、筆ヤ拙ナリ  
 下雖止ムヘカラス、想ヤ浅シト雖羅  
 ム、下キ、アラス、一篇遺、海、流刑史  
 列、此来リテ、一書、或、海南流刑史  
 愚書即、是、し

流刑史ヲ研、流刑義  
 流刑ノ意義ヲ明、セサルハカラス  
 近時ノ青年法常動モスレハ、刑情  
 概念、基、ツキ、漢然トシテ、流刑ト  
 流刑トハ、只、ク、其、定、没、有、無、ニ、依、リ  
 區別、アル、ノ、均、ク、島、地、飛、遠、ス  
 一、八、五、四、年、五、月、三、十、日、流、刑、規、定、注、刑、執  
 一、八、五、四、年、五、月、三、十、日、流、刑、規、定、注、刑、執



汗法：横に彼国：於ての特種、活  
筆：因るも、十ルヲ改メ、又、林  
回：於て、経済制語、意義ヲ具視シ  
テ、別異、素等ヲ付シ、ン、過キ、  
而カ、モ、其規定、ン、ヤ、明文、職、ヨリ、ト  
雖、然、モ、其地、ニ、行、ハ、ス、曰、監獄、別、  
以、テ、刑、法、ノ、新、名、ヲ、改、ム、ニ、早、由、地  
ニ、於、テ、ル、一、ノ、長期、自由、刑、ニ、過、キ、  
ル、ノ、失、懲、リ、曠、シ、新、刑、法、事、施、ニ、際、シ、  
其、名、實、共、ニ、廢、セ、ラ、レ、法、制、ノ、実、施、ニ、

於、テ、一、ノ、痕、跡、ヲ、モ、止、メ、サ、リ、シ、モ  
、十、レ、リ、我、法、制、史、ヲ、論、セ、ン、ト、ス、ン  
、一、ノ、國、ヨリ、外、ノ、如、キ、字、義、ニ、拘、泥  
ス、ハ、キ、ニ、ア、ラ、ズ  
、文、ヲ、按、ス、ル、ニ、帝、典、・、流、罪、止、刑、ノ、治  
、リ、日、本、書、紀、ニ、  
、天、地、初、判、陽、神、古、神、共、合、生、經、見、已  
、雖、三、載、脚、榻、不、走、故、載、於、天、磐、椽、樟  
、船、而、帆、風、放、索、比、象、飛、刑  
、ト、ア、リ、日、本、書、紀、纂、疏、ニ、ハ、法、紀、事、ヲ、



以テ流三格也トアレ見レ史相、  
 観ヲシテ免レヌ  
 右兩記事共各國和期ニ於テ一種  
 刑罰ニシテ「かもろび」法典ニ  
 入リ由ラふらぢテ「印度」が  
 んぢす河羅馬ニ「だいば」河ニ流  
 こヲル如ク、罪ニ死刑・並ニ方格ニ  
 こヲ之ラ水ニ流ス・アリテ國ニ  
 リ近世所謂死刑ニテ「サカル」ナリ  
 今ニ至リ始メテ流刑トテ定

ヲ神皇元年三月詔配流遠近ノ程ヲ  
 定メテ流刑ニシテ「サカル」ナリ  
 刑ニ於テ罪ノ輕重ニシテ「サカル」  
 ナキ事師ニ於テ「サカル」ニシテ  
 地遠放トモ云フヘク其遠近ノ程ヲ  
 定メテ流刑ニシテ「サカル」ニシテ  
 マリテ「サカル」ニシテ「サカル」  
 上指定シタル止マリ必ラス易地  
 不遺スルニシテ「サカル」ニシテ  
 該規定中「サカル」ニシテ「サカル」



ヲ指セルニヤリサルコトニ  
抄・其程ヲ記シテ伊豆國五  
里延喜式ニハ七百七里ト定  
メ其國府リ指シタルヲ以テ  
明・十ノハシ天武天皇四年  
王・子ヲ伊豆島・流スル事ヲ  
時・伊豆諸島流竈ノ始ヲ十  
於・テ流論セシメテ未ダ以  
棄・遣リ判ト作是セラレシニ  
テ

其始ヲテ伊豆諸島迄ヲ規定セシ  
一・貞永式目ヲ以テ鑄矢トス其追加  
二・廣彼切指及三箇度可被遣伊豆大  
島ト蓋シテ頃ニハ既・流刑ヲ以テ  
島地發遣トテ不ノ概念存セシモノ  
如シ識用信長ニ罪入流刑ニ付テ  
島地ノ善惡ヲ議シテ夫島ノ事ヲ人  
記・徳川氏ニ至リテ法判ノ秩序定マル



中從來所謂配流、概念、二別の特  
 是、場所：立入、之、十、清極的  
 、意、弄即十、連放ト、特定、島地、飛  
 遣、不、積極的、善美、十、遠島ト、  
 區別、之、可、十、降、之、於、  
 從、江、戸、流、罪、之、者、は、大、島、八、大、島、三  
 之、島、新、島、神、津、島、御、藏、島、利、島、右、七  
 島、之、由、一、遣、は、才、京、大、坂、西、回、中、回  
 より、流、罪、之、合、は、薩、摩、回、島、々、悉、岐  
 臺、岐、回、天、草、郡、へ、遣、才、

ト、定、リ、リ、而、力、之、其、頭、業、之、從、前、々  
 之、例、ト、ア、リ、右、身、永、武、目、章、ト、云、ヒ  
 保、元、中、源、高、朝、ヲ、大、島、流、セ、シ、ト、云、  
 七、其、觀念、一、漸、次、飛、遣、シ、茲、ニ、至、リ、遂  
 二、確、立、ス、ル、ニ、至、リ、之、モ、如、シ  
 明、治、三、年、六、月、戊、辰、ノ、大、赦、ニ、死、リ、域  
 二、飛、流、シ、ル、ハ、新、津、網、領、ノ、五、リ、流、刑、ハ、北  
 海、道、ニ、飛、遣、ス、ル、ノ、規、定、ア、リ、シ、七、準  
 流、刑、法、ヲ、設、ケ、テ、實、行、セ、ラ、ル、ニ、至、



ラス旧刑法ニハ流刑流刑ノ明文ナ  
 ルノ之カ実行ノ意向ナハ無ヤリ  
 シモノ如ク新刑法ニ至リ遂ニ全  
 之ヲ廢セリ  
 如シテ上ノ沿革ヲ試ニ表トナシ  
 之ヲ巻首ニ掲ゲリ  
 所ノ如シ  
 上古創業國土未タ定  
 マラザル時ニ犯人ヲ水上ニ放ツ  
 國ヨリ死スルト將ク何シニ漂着ス  
 ルトヨリ問ハサレナリ文化漸ク開ケ

テ首都ノ眼盛ヲ極ムルヤ遂ニ犯人  
 ヲ僻遠ノ地ニ遠サケ文化ノ漸  
 次ニ進境ニ及ヒ中央ト其差少キニ至  
 ルヤ之ヲ遠島ニ遣リ島地亦リ進境  
 ニ向フヤ遂ニ之ヲ廢セサルヘナラ  
 サルニ至ル之レ理ノ亦出リ巻首  
 ニ掲ゲタルハ沿革表ニ又ク文化ノ進  
 運ヲ示ス無言ノハ口ノ一タニアラ  
 サルナキヲ得ンヤ  
 明治十二年二月政府前ノ言ハ能ク



死刑、爰僂ヲ論ニ其汗ヲハカラサ  
 ルヲ示シテ餘蘊トシ零細ナル一  
 市令ニ著者、數万言ニ優ル葛々  
 茲ニ掲ケテ誅者、一餐ニ出ス  
 明俗ノ初刑罰寛域ニ從ニ流因從  
 于多ク復ク士庶ノ論セズ故ニ其  
 徒獨獠ヲ極メ島民其生ヲ聊セキ  
 ルニ至ル之レ準法法ヲ擬定シテ  
 徒改ニ換ヘ尋テ懲没トナス所以  
 十リ

本書ニ年五七島ニ於テハ流刑史ヲ  
 叙セントスルニアリ其流刑ノ意義  
 確立セラルルハ徳川時代ナルト前  
 述セラルル如クナリハ本書記述ノ主ト  
 シテ全時代ニ重キヲ置キヨルル亦夕  
 之レカ為ナリニ本文ニ入ルニ先キ  
 藝長ナル流刑ノ意義ヲ論シ茲ニ其  
 趣意ヲ明ニス敢テ他意アハルニ下  
 サルナリ

第三章 流刑記



流刑ニ火セラシムルハキ犯罪ニ付テハ  
 津ニ加没流及送流坐流子流犯過失  
 流不孝流會救猶流等ノ規定アリト  
 雖固ヨリ嚴格ナルモ章義ニ於テハ流  
 刑・アラスンシテ茲ニ之ヲ株ラ  
 ス其永式目ニ又傷博妻三犯等ヲ以  
 テ之ニ擬セシメ亦之ニ同シ凍  
 川百々條ニ至リテハ其趣意ヲ擴充  
 セテ女ノ數罪ヲ以テ遠島ノ刑トナ  
 セリ

(イ) 寺犯の僧 寺持の者 (ロ) 已れの録  
 夜を放ち擧げて人を殺したるもの (ハ) 初  
 寺不葬いだし性改いたさせし者 (ニ) 子  
 心にて眞年人を殺したるもの (ホ) 合流  
 火したるもの (ヘ) 以上十五ノ追廻報復  
 (ニ) 三島流不受不施流の款を勸め  
 たるもの (ハ) 合傳流を受けたるもの  
 (イ) 其勸め者若し宿したるもの (ロ) 合  
 傳法を受け勸め者若し世話したる者  
 (ハ) 三堂附傳受取返具尽宿 (四) 武



士屋敷より百使博奕いたし者名 (カ)  
 平目博奕打合者 (イ) 博奕打合中  
 金の内取らるる者 (ウ) 博奕打合中  
 (ハ) 人殺の手引 (ニ) 善因を授け人  
 を殺したる者 (ホ) 人殺の手傳 (ル)  
 相手より不済の義を仕かけられ  
 無是非人を殺す (ヘ) 渡船乗沈め  
 溺死ある水主 (ニ) 車を引替けけ  
 がせし者 (ハ) 親殺さる死骸見届物入  
 を厭ひ押隠したる当人

等ヨ主トス而シテ凡テニ通ニ死罪  
 ヲ一等減セラレシモノハ連馬重違  
 放ニ死セラル、ヲ以テ固ヨリ若ノ  
 種類ニ作ラヌ又而テ條ニ不公布法  
 ニシテ人民ニ遵守ヲ務ムル法律ニ  
 アラス有司ノ参考ニ供シタル或是  
 味ニ於テハ先例集トモ稱スヘキモ  
 ノナルヲ以テ其犯罪タルヤ是ニ局  
 限セラル、モノニテアラス甚シク  
 ニ至リテハ奉作所ノ指筆百々條ヲ



勝馬こりト、一降ヲ以テ三定島  
 二流サシ將軍綱吉ノ忌辰ヲ憚ラス  
 次天ヲ以テ燕一羽ヲ獲タル為リ流  
 刑ニ必セラルシモ、如キ(身享  
 一年二月)寧ロ滑稽ニ屬スル者サヘ  
 少カラズ今更ニ百ト降以テ於ケ  
 一罪ニ依リ流刑ニ必セラルシモ  
 一著シキ罪ニテ揚ケンニ  
 (1) 將軍綱吉の愛箱井に落ちて死せ  
 し落度 (2) 痕馬を打捨たるもの

(4) 犬を殺したるもの (5) 俳優と通じたる  
 者 (6) 違に取はからはず家回擾乱せ  
 しめたる罪 (7) 無振の事實を流傳  
 せしめたるもの (8) 上司の言のみより  
 群新せし罪 (9) 噂はく犬あらハ一匹  
 も残らず職殺し新殺さんと振れぬレ  
 罪 (10) 人心を惑はす罪  
 等ナリ然レモ流刑ニ流石ニ重刑ナ  
 レハ之ニ必スルニ同上下台命  
 ヲ待タサルヘカラスト定メアリリ



明治三年六月戊辰、大赦。死ヲ減

流刑罰

第一章 出帆

流刑因、裁断ヤルヤ出帆止率舎セ

寺社奉行勘定奉行世番、奉行及

日断決ニ未シル者、一、奉行及

浦賀開所ハ、北支島々ハ、北支ト

其、在リ、船中ハ渡シ、(船中番所、吳岸島

其、在リ、船中ハ渡シ、(船中番所、吳岸島  
二、在リ、船中ハ渡シ、(船中番所、吳岸島  
工、門ハ渡シ、浦賀開所ハ流  
人、警固同心等、持テ、浦賀開所ハ  
渡シ、奉汗、出帆、際、重病者、之ヲ、残  
シ、所、奉汗、日、断証文、ヲ、船中、受  
取リ、浦賀開所、羊、島々、没、人、ハ、人  
教、裁、シ、夕、旨、証文、ヨ、船中、出  
ス、一、ト、若、証文、ヨ、船中、出  
テ、痕、天、前、ア、ハ、開所、前、心、片、一、開



所寄人。見分七。死体ヲ片々  
 南所ヨ哉。ハ。此片。死体ヲ片々  
 主寺院ヨリ能文取リ之ト引合セテ  
 相渡己馬直キ片。其馬守ハ渡スコ  
 ト。セリ  
 若シ航海中難航。テ殆ント危殆。  
 頻スルトキ。警固ノ者見計ラヒ流  
 入。テ刺殺シ死体ヲ取捨ツル。一  
 ア。テ遺難。テ後助命セラシ又。テ  
 不明。テ片。人相書。テ以テ取  
 搜

素ニ航。漂流。トキ。其漂着  
 ニ。テ。浦。リ。警固。航。ヲ。出。シ。テ。出。航  
 セ。ニ。リ。若シ。航。破。板。ニ。テ。出。航  
 罪人ヲ上陸セシ。置キ急報ニ因リ  
 之。ニ。代。ハ。ル。キ。航。ヲ。派。遣。ス  
 亦罪人目見得格以上ナルカ又。女  
 ナルトキ。航。中。ニ。別。國。ヲ。為。ス。テ。例  
 トス。警固。ニ。因。人。ニ。ヨリ。寛。最。ア。リ。哉  
 後。騎。動。リ。因。人。死。達。ノ。際。ハ。如。十。ノ。先  
 手。組。口。リ。幾。花。五。十。挺。弓。七。十。挺。ヲ。以

此後...  
 山...  
 一...  
 大...  
 二...



一 昼夜共警戒之預り大石より一番  
 取ら出さるる者之因入棄止り知り  
 附止通所止らんと至しり共り  
 初中... 遺... 稀有ノ事... 屬ス而シテ  
 其前馬七十五日ノ見積ナリコト  
 云フ交通ノ不便ナシ推シテ知ル  
 此  
 中古ヨリ貞永式目ノ頃迄... 七馬中  
 只大馬ノ... 節 流刑地  
 者ノ如ク

慶長中浮田一族ヲ八丈馬ニ配流セ  
 此以末地馬免遣ノ例ヲ生セリ蓋シ  
 現今ニテ之者馬何モ適當ノ磯泊  
 地ニ華ムカカ、古来大所ノ波浮港  
 ヲ南十ヲ... 禁所城ニ十カカリシ  
 ヲ以テ航海術ノ関ケサリシ時代ニ  
 一 最も近キ大馬ニ尚ホ且ク非常ノ  
 不便ノ地ナリシヲシテ  
 所、七馬ト実ノヲルニ既ニ叙述セリ



以テ八丈島新藏島ハ、流人ニ三宅  
 島迄飛進シ、順岡次并其兩島、送ル  
 コト、十セリ三宅島ニ平田山ヤリ  
 流入ラ、送ラシトスルトキ、珠山上ニ  
 テ、萬火ヲ焚ク、新藏島、宿舩之ヲ見  
 迎ルトシ、テ出ツ、而カモ、八丈島ニ達  
 スルニ、有石ナル黒潮ヲ、横断セリ  
 漂流、カラス、是ヲ以テ、遂ニ志摩  
 七、漂流、カラス、是ヲ以テ、遂ニ志摩  
 七、漂流、カラス、是ヲ以テ、遂ニ志摩

ヒニ定島、津島ハ、流人舩ニ、式根  
 島：風待スルコト、セリ、其間ニ、昼  
 夜番舩ヲ、新島ヨリ、出シ、其舩ニ、  
 十人、家業、但水、一一人ニ、米五合、  
 給シ、又山見、香、毎日一人、穴付、  
 ト、セリ、寛政中、新藏島ニ、島民、  
 状、由リ、之ヲ止メ、午後八、夫島三宅  
 島新島、三馬ト、作レリ、性フニ、諸島  
 何レモ、生産ニ、乏シク、御藏島、如キ  
 今、尚ホ、戸教ヲ、増加セリ、慣習存セ



八如、利島、清水、雨水、貯  
 一、用、如、何、島、民、之、計  
 一、割、多、ヲ、患、フ、ル、ニ、隨、時、無、制、限、而、  
 十、毛、光、害、ト、同、注、ヲ、送、ラ、ル、島、  
 氏、ノ、迷、惑、ト、ラ、サ、ル、ハ、又、大、島、  
 現、分、他、ノ、諸、島、ト、異、リ、東、京、部、別、否、  
 直、轄、ト、シ、レ、ル、如、ク、古、時、既、ニ、地、ト、  
 一、交、通、ニ、漸、次、類、繁、ト、シ、リ、流、罪、ニ、通、  
 七、廿、ル、ニ、至、リ、シ、ヨ、リ、共、限、定、ヲ、見、ル、  
 二、至、リ、シ、モ、ノ、十、ル、ハ、シ、

第三節 流州人算

宝曆三年十二月、調査ニ依リハ

大島 男七人 新島 男四十八人 女一人  
 利島 男二人 軒 神津島 男七人  
 御藏島 男五人 八丈島 二十五軒  
 男七十一人 女五人 島出生分 俸十  
 三人 娘九人 十軒 流州流人 男廿  
 六人 女三十三人  
 新島 寛延二年三月十八日 正徳  
 四年三月十九日 年人 今年九月四十七



人享保十四年十四人安永五年百

十一人

寛政三年、南方海島表、

利島四人、三宅島百五十人

御蔵島五人、八丈島百九十餘人

青ヶ島五人

トアリ傳へ云く新島、如く、其最

多キトキ、三百廿餘人、及こし

コトアリト明治二年三月、天皇御

元服、大禮、為り救免せらしこ時

八丈島二百六十八人アリタリ此時

各島凡テ救免せらしこモ明治三年

六月大赦ニテ死ヲ赦セラレテ流ニ

必セラレタル者ヲ免遣セラレしこモ

ノアリシカ明治四年八月司法省ヨ

リ東京府、引續シ後遂ニ一般監獄

ト同一ノ取扱トナリタリ

第四節 所轄

寛文中甲辰代官伊奈兵右衛門、時  
大島新島村、島手代、藤ヨ置ナリ



島ヲ管セシム利島神津、二島、直  
 轄ニ属シ三宅新島二島ニ下代一  
 人家置キシカ草保八年之ヲ廢シ神  
 主及村長二人ヲ之テ取扱ニム八  
 丈島源為朝以来属治乱アリ又海  
 路險要十八ヨ以テ寛文十年代官ノ  
 渡馬ヲ廢シ干代上野次右工門ヲ派  
 之テ島ヲ管セシム正徳四年干代、  
 在島ヲ廢シ地没人神職ニ島政ヲ委  
 セリ其制度、稍確立セシ"明和五

年江川太郎右工門英政、管轄ト十  
 リ之頃ヨリトス而カモ忠僕望月鴻  
 助、上書、  
 右島方之儀島口由八丈黄由廿八  
 及家年々諸入用ニ被下置キニ付  
 キ方由相拂代金ニ仕育得ハ凡金  
 廿八兩二分程花(中畧)島古料リノ  
 干代給扶持年墨紙蠟其外諸ハ用  
 共一、年金百十兩程花一、年凡八十  
 兩家不足(中畧)子英殿相嗣子寛政



七年迄廿八年にして凡そ金二千二  
 百四十兩余の不足あり  
 下ハル如く到底其制度、完璧ヲ望  
 んハキニアラズ現今ト雖所得税法  
 汪造税法(半額)ノ実施、明治四十一年十  
 月ヨリ實施、新島、如ク  
 地租…僅カニ三十五兩余ヲ他税ニ  
 國庫ヨリ及テ三百兩余、補給リ受  
 リ、如ク其外新島、警備、諸費  
 用ヲ合算シ國庫ノ損失測ルハカク

かんモノ、アル。想到セハ代官政治  
 ノ不完全ナル亦ク止リ得ヤルナ  
 寛政八年、春三河口太忠幕府、命  
 ヲ奉シ平附百々考一郎及平代十二  
 人監正四人ヲ率ヒテ未航ニ法制貢  
 柄等ノ制度ヲ定メテ同年十二月江  
 戸ニ歸ル。其日誌(一巻七冊日記)  
 此時ノ起行ナリ其一節、曰ク  
 亦ノ志士の流人みなよびだすことあるを



見るにおほゆたはやせ喜ひ色青さめて此  
世の人とも覺へぬばかりして其さまいみ  
じくあはれなり。されども下さまのものを  
いさし其中のい尋常もあらぬ人こそ又世  
のおぼへめでたくときめきたりし人もあ  
又一山一寺を志りたる法師もあり又富貴有  
よのよとたがりて世の憂志らぬのともあり  
ときししは今は鳥のいとよやしめられ  
麟草の露の命をつちまきてかたしき星  
霜をまぐるも若御免の有て一度のま

帰る事とやとそれのみを頼みて明かし  
くらすなるべしと云々

天保九年羽倉外記渡航の南風掃  
其時、著ナリ其三月、記ニ曰ク

十八日(新島)百流渡申談今茶  
二十六日(三定)或流渡皆如却先是  
島多幸新原流人満海捺捺畧訊

一過命繫獄  
弘化三年五月江川英龍渡島現案ニ  
因達、赦免スヘキモノ、津ニ帰シ



明治維新。東京府四縣、管轄下  
十月廿八日刑部省  
同秋司、取扱下十月十八日刑部省  
十月八日東京府、計轄下十月廿  
二日司法省、流罪人、引渡下十  
七日

流罪人、為島スルヤ島没所、出頭  
島没所、警固、新五會禁帯

、雜物改ノ流人罪名帳、人教以若  
、年諸等ヲ記入シ流人ヲ之ニ捺  
印又ハ筆押セシメ訖又寫シ對照  
シテ人数ヲ受取リ船中警固者代官  
、天取書ニ通テ渡シ流人ハ流人歟  
。引取テ、資財下ル者ハ先注シ流  
人一同、容慮シ流人守持、所ハ  
流人取同道ニ賜物ヲ為シ容慮等  
、尚シ得ヤルモノ、持參シ多ク指  
、具、勿論着用、衣服、至ル迄此



頭、差出の諸費用は元ツルヲ例ト  
 不家ヲ有スル資力ナキモハ合宿  
 所ヲル流人小屋へ雑居セシムル  
 之ヲ「カ」ニジニト稱ス（朝夕二度飯ヲ  
 費シ来リテ擇キ立ムヲ恒トセリ一  
 度此ノ住ニ入リ多ルモ一如何ナ  
 ハ功勞ナルモ生涯家持トナル資  
 格ナキモノトス小屋一同へ饗應シ  
 一同ヨリ之ガ返禮ヲ受ケ流人ニシ  
 テ有者ナシ之者ナシトキハ若村之ガ

競争ニテ引受ケントシ甚クニキニ  
 至リテハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムルコ  
 トアリ其如キ中ハ亦人ヨリ村民  
 ハ土産金ヲ差出スルハキモノトス  
 第六節 生涯  
 流罪人ノ生計費ハ敢テ国库ヨリ支  
 年スルニアラサルヲ以テ各自若ク  
 途ヲ求メサレハカラス御里ヨリノ  
 音信交通ヲ許スト雖遠セザルコト  
 多シ流人ヨリ手沖差出シムルトキ



此以人(神主)若至年寄之ヲ直関シ  
其写シヨ書シ置キ之ヲ代官ニ送リ  
又派人ハ、書状贈品アルトキ、代  
官ヨリ、目錄ト照合シ、神主ハ、主年  
寄主會受取故ヲ、派人ハ、相渡流人  
ヨリ受取ヨリ、徴シ、代官ニ送ルニ  
コト、セリ、資力ナキ者ハ、送ル  
事ニ、漢欄ヲ有シ、薪材ヲ採リ、又ハ、馬  
民、有リ、是等ノ業ニ、雇ハレ、幸フシ  
テ、其日ヨリ送ルニ、モ、貴者富者ニ、シテ

勞働ニ堪ヘザル者ニ至リテハ、鱈草  
虎杖、葉吾、益ヲ、摘ミ、食ヒ、潮水ニテ、糞  
ヲ、糞食スルヲ、得ル、其困難者、状  
ス、ハ、カラス、是ヲ、以テ、天年ヲ、終ル、モ  
、少シ、浮田、秀家、一族、如キハ、八丈  
、島、始リテ、流罪ナリシヲ、以テ、困苦  
、特ニ、甚クシリ、衣食ニ、乏シク、夕  
、以テ、詮ナク、若ク、越リ、或ハ、廣業ヲ  
、宮ニ、僅ニ、飢寒ヲ、瘦リ、止マレリ、花  
、房、助、兵、工、職、之、之ヲ、聞キ、老中、土井、利



勝代官位強訴之將軍、許可得て伊豆  
代官位中、許可。天初官位、白末二十俵家送  
告。天初官位、許可。天初官位、許可。天初官位、許可。  
米俵、米俵、米俵、米俵、米俵、米俵、米俵、米俵。  
飢渴、飢渴、飢渴、飢渴、飢渴、飢渴、飢渴、飢渴。  
兵太夫、兵太夫、兵太夫、兵太夫、兵太夫、兵太夫、兵太夫、兵太夫。  
每年前、每年前、每年前、每年前、每年前、每年前、每年前、每年前。  
所、所、所、所、所、所、所、所。

孫九郎如

表、表、表、表、表、表、表、表。  
我黃一、我黃一、我黃一、我黃一、我黃一、我黃一、我黃一、我黃一。  
染性一、染性一、染性一、染性一、染性一、染性一、染性一、染性一。  
所紋一、所紋一、所紋一、所紋一、所紋一、所紋一、所紋一、所紋一。  
部三、部三、部三、部三、部三、部三、部三、部三。  
織五、織五、織五、織五、織五、織五、織五、織五。  
束中、束中、束中、束中、束中、束中、束中、束中。  
折五、折五、折五、折五、折五、折五、折五、折五。  
折五、折五、折五、折五、折五、折五、折五、折五。  
本五、本五、本五、本五、本五、本五、本五、本五。  
由五、由五、由五、由五、由五、由五、由五、由五。  
本五、本五、本五、本五、本五、本五、本五、本五。  
小五、小五、小五、小五、小五、小五、小五、小五。  
刀五、刀五、刀五、刀五、刀五、刀五、刀五、刀五。  
杖五、杖五、杖五、杖五、杖五、杖五、杖五、杖五。  
剃五、剃五、剃五、剃五、剃五、剃五、剃五、剃五。



刀五本 扇子一包 香合半 黄田一包 西  
大寺一包 虫菜一包 腹留菜三百目  
ス力糸十把 緋巾五把 摘緋十端 木  
緋十對 筆三枝 墨三百目 草三斤 煎

忠平

十五切 金一步 一匹 染絹 但小油表  
裏一ッ分 花色 鳥地 五所 故裏 半黄二ッ  
染性 子内 一ッ 二カク 染一ッ 花色 鳥地 五  
所 故二端 表染木 緋二端 裏半 煮水

半平

緋二筋 上帶 但地 緋二筋 三尺 染手  
絨二筋 布染 夕夕リ 三束 中折 絨  
半平(我吉ノ子)  
十五切 金一步 一匹 染絹 但小油表  
裏一ッ分 花色 鳥地 五所 故裏 半黄二ッ  
染性 子内 一ッ 二カク 染一ッ 花色 鳥地 五  
所 故二端 表染木 緋二端 裏半 煮水  
緋二筋 上帶 但地 緋二筋 三尺 染手  
絨二筋 布染 夕夕リ 三束 中折 絨  
合半 黄田一包 西大寺一包 虫菜一



包暖留菓

次郎吉(父太史、子)

十切金一步一匹染絹四小袖表裏

一分花色無地五所故裏薄黄一染

性一子一端表染木綿一端裏薄黄木綿

一筋一筋上帶四地織一筋三尺染手

拭一筋布染タタリ二束中折紙

半六(茂助、子)

十切金一步一匹染絹四小袖表裏

一分花色無地五所故裏薄黄一染

一筋一筋上帶四地織一筋三尺染手

拭一筋布染タタリ二束中折紙

性一子一端表染木綿一端裏薄黄木

一筋一筋上帶四地織一筋三尺染手

拭一筋布染タタリ二束中折紙

半七(太郎、子)

十切金一步一匹染絹四小袖表裏

一分花色無地五所故裏薄黄一染性

一子一端表染木綿一端裏薄黄木綿

一筋一筋上帶四地織一筋三尺染手

一筋布染タタリ二束中折紙

十平次(小平、子)

一筋布染タタリ二束中折紙



十切金一步一匹染絹四小袖表裏  
 一花色無地五所紋裏身黄一染世  
 子一及表染木綿一端裏身黄木綿  
 一筋上帶四地織一筋三尺布手拭  
 一筋夕夕一東中折紙  
 村田即六(即四郎子)  
 十切金一步二十端染木綿四十端  
 不モシ十端アサキ(以上尚未染  
 幸ッ参照ス(一))  
 元文元年十一月官船式帳中一辨

于難破之八丈小馬藤織先小箱紡  
 尖之ヲルコトアリ如藩一贈品十  
 ヲ以テ嚴之ヲ取調へ之モ遂ニ究  
 見セヤリシコトアリ  
 世俗所謂裁法駭動、際流罪、必七  
 一扶持トシテ預人手前ヨリ米十俵銀  
 一貫目取親葛菴二個隨行、下人ニ  
 一葛菴一個ヲ送シ、  
 以上ノ如キ優遇ニ至ラサルモ推新



一 当初派扉ニルセラレシ津島藩士  
 海部勘六外十二人ノ如キハ此ノ不  
 自由モ十カリト云ハリ  
 英一蝶ノ如キハ出帆ノ際其申ト別  
 レヨ惜シ我ハ島ニアリテハ英ヲ割  
 キ乾英ヲ作リテ生治セシ御若乾英  
 ノ親ニ仲業ノ入レシモアハルヲ見  
 バ以テ我無事ヲ知レト後其用其ノ  
 如キ乾英ヲ得一蝶ノ如キ親戚ヲ招  
 キテ無事ヲ祝セシトソ尚ホ一蝶ニ

傍ラ海軍ヲ揮毫シ其資ヲ母ニ送リ  
 之如キ其地井上正鉄ガ御教ノ教育  
 ヲ自得シ梅辻規清ガ在島中業一  
 冊ヲ著セシカカキハ有名ナリト雖  
 一 娘流人小屋雑居ノ徒輩ニ至リテ  
 二 飲酒賭博闘争政打ヲ奉トシ博奕  
 三 取シ横ッヲ得サルモハ荒誕ニ  
 四 侍シ之ヲ立水ニ繫キ以テ波等ノ  
 多シ 判獄トナセリ等云フニ忍ヒヤハ事



資力アル者地ヲ借り茅屋ヲ造リ  
 之ニ住ス(此家屋ニ帰國スルトキ  
 地主ノ所得トシテ例トス從テ  
 近年此訴訟一起リシコトアリモ  
 然妻ヲ迎フルヲ得ス私ニ水汲女  
 ト稱シ之ヲ抱ヘ養フ例トナシリ  
 (近レ氏救免又ハ死亡シテトキ母  
 子孤トナリ馬込ノ負担ヲ増スツ以  
 テ宝曆二年三月令ニテ水汲女ヲ養  
 フヲ禁セリ)又馬込ト親昵スルヲ得

不羽織ヲ着用ニ得ル流人頭ノ  
 限ルルノ格式ナリ流人頭ノ流人  
 ノ選舉ニ由リ之ヲ定ム  
 流人死セシ悔故者ナキ片ニ居村ニ  
 謀シテ之ヲ葬リ其遺財アリ之ニ付  
 キ遺言アルトキハ代官へ通シ指揮  
 ヲ受ケ其遺言ナキトキハ代官ノ指  
 揮ヲ受ケル上之ヲ没入シテ異川  
 ノ村費ニ充ツ何等ノ遺財ナキトキ  
 軍ニ其旨代官へ申達スルニシ



七馬日記… 流人、滑瑋十八牌ヲ載  
セタリ曰ク

初茸特に多し(中略)是は大毒なり  
はやく捨て捨へ若し之を食ふものは  
たちまち毒はあたり運は酔ふたる如  
くなりてもうぶるは—く只いとすじは  
高きよのぼる家のやね又は木の楠のあ  
るたけこのぼりて毒のつきざるうちは  
まうる心なし馬人はよく知りて食ふ  
となしそれを知らぬ流人國地のあめじ

なりと思ひくいて其毒はあたるものを  
りきりありて人の知らぬすは高木にの  
ぼりたはずたははむばかりの枝にとりつけ  
るらかく—て一夜も過れば毒つきよひ  
さめ正氣にたうてはははしめてをそるく  
身ふるいめくらめきてまうる事思ひも  
よらざり馬人たつとひよく木のぼる  
ものまのぼせてその牌につよき綱をつ  
けてそるく—とく—まうるすよ—外に平  
だてたしとぞさもあるや—さいつ次



きうとぞ宝福寺ありける流人おの  
毒もあたりて紅氣のわくぢりたるを  
そのまゝにまきたらんまゝに必たかすに  
のぼるぢり北バとてとらへて一間ぢり  
にまゝあめてまゝとより戸をかたくとぢ  
て夜をあめし明日はなうて正氣にや  
ぢりつらんと一間の戸をあけたるまゝ  
人をしおはら得ぬうちよりやぢりてに  
げいでたるやと見るにまゝとて思ふ  
所もなましあやまきまのぢりたるまゝと

みな人いひあへるうちにはつぼりのうらに  
ぢりぢりてのぼりたる毒に實へねども今ま  
おにあらまゝとてまゝはかたはずいかま  
してまゝとてたまわれかゝるといふいかにも  
ぢりぢりてあるまゝとあらねど何とて  
そまゝのぼりたるまゝとてばそまゝは今  
申したるぢりぢりてのぼりたるまゝとを露  
ぢりぢりも知らねどいぢりぢりのぢりぢり  
りいたるを夢のまゝに覚へたりとい  
ふさてはぢりぢりいぢりぢりたるか



よくも共細き細よりのほりたる事かな  
とてはし—あをかげてそり—日をふし  
たりしとわたりぬ

第七節 島民トノ關係

宝曆三年ノ調書ニ「流人渡世之儀  
は親類より見送無之者は百姓の手  
傳為渡世致すト下り元文三年寛延  
二年半永五年等、新島美出帳ニ「  
流人ニ付テ「渡世之儀薪を取荷あし  
た葉野老山羊等を垢或は須迎之海

藻物を拾ひ又は舳揚下し作物ヲ手  
間仕漢御坐候へども美を費ひ所の者  
を類み江戸へ遣し雜穀糶糶の賜を  
塩事ニ仕置其間草木の根を取り渡  
世仕其尤極貧定之者或は病身にて  
当日送り兼其流人輩百姓共手之内  
介抱為致申すト下り村役トにて「  
船上ト。須へ出テ又「屋根着請、  
手傳道路、供儀山、御等ニ使用セ  
り八丈馬、如中、流人、手足ヲ傳



ニテ山野ニ棄テ絶食死ニ至ラシ  
 又…小島ニ遺放セラシテ生ナガラ  
 土中ニ埋没セシラシモリサヘ  
 アリ惨業ノ状訂リニ堪ヘス其始ノ  
 流人ノ米島スルヤ岩主ニ令テ村取  
 =布キ進者ニ岩戸ヨリ谷一食ヲ奪  
 セシム流人ニシテ悪意アリハ又  
 ヲ傳ヘテ其食ヲ施クシムサレバ如  
 河ナル先漢モ逐ニ村民ノ前ニ叩  
 頭以テ歡心ヲ失セサルヲ期セサシ

ヘカヲサシニ至シテ新島ニアリテ  
 ハ先ヅ寺院ニ收容シ置キ一二日ヲ  
 過キ岩五人紐ニ於テ賊人ヲ引渡セ  
 小屋ヲ作り其自治ノ途ヲ得ル迄  
 岩頃者ニ之ヲ扶養シ自家ニ使用ス  
 ルニトシテナセリ而カモ注々残酷ノ  
 手段ニ出テ「自滅申付」ト言渡シ之  
 ヲ殺首セシコト集ナリキト云フ先  
 フ既島ノ嫌疑者アル中「宰荷(流人  
 ニリ採用ス)ヲシテ島没所ニ運シ来



ラシノ地以人石主等主會ノ上之ヲ  
言渡シ直ニ刑場ニ牽キ行カシメ年  
寄主會ノ上松樹ニ於テ絞首ス其執  
行モ亦々牽番ヲシテ為サシム此刑  
場ノ跡今尚ホ存セリ俗ニ「トノ山」云  
カイバタト称ス昔者曾テ之ヲ過リ  
コトナリ目託アリ

早ヤ本村に建スル右側には見寛へある石碑  
あり曾ては其情状を慶てし所一樹の枝  
葉深く覆ひかぶさる如くは後れ下

南無妙法蓮華經ノ六字曉ニ読み  
得らるし自然石ノ碑と相並ひて常夜  
燈あり而に打たれ風に掃られ石質も磨  
滅し尽し燈ノ一字の女読ニ得づく上  
にも昔患したる燈籠の質末をガレに  
あれるを見るのふえと相向ひて古びた  
る井のあるたと凡て物寂たる景をて荒  
れたる途の残れる仲々哀れ深し何事か  
の跡にもやと伺は流罪囚の死刑場の  
なりとの心とさして其のありも理なき其



詠をホそ得究めさうりや(中果)オホき見  
し井は末期の水を飲む所もやと聞  
けは是れは近年談けしとの事よて一  
の情趣は殺かれたる心地しぬ嗽石の倫  
敦塔の結末も似たらすやちと語りつ  
進めば荒れは荒れたる草亦に折ふ人も  
無き古墳半ば傾きたるあり歎けたるあり  
碑銘の読むへからざるは未だ一し形の  
全からざるに至つては更に哀れ深けり  
見上り水は草の中より抜け出てたらん

楊をる老松のニ三本葉も疎らに海風に  
吹かれくして老のきらばいし瘦人の如くに  
立まり水邊の樹の枝もて流人の首を絞  
りしやうとぞ不祀の鬼のうそぶく心せし  
て何となく身も心も冷たくなうぬ聞けバ  
流人草の邊の海を望みて故里何方なら  
んと眺むればはや逃馬の心ならんと傳せ  
られ荒れたる海も今日は風きたり氣も  
晴々せりと喜ぶばそれ水出奔の用意なり  
と捕へられ斯くて撃たれたる人々は誓の



調もたゞく火を屠るよりし理まゝく絞ら  
れしとぞ生きては死す勝る苦一みを嘗  
めたる果すは此最期を遂ぐ千社仰々  
きさるの怒は死すとも死せざるべし  
心なき島人もきすかに哀れとや感一けん  
明治三十五年に遊たりしとの流因死亡  
記念碑軍に洪養塔の中央に江軍由る  
舟か死者の哭も和きたるべし目も軍  
や西より近く風力いよいよ寒きを増しぬい  
きや家路に急かんと聲もななくて舟

帰りぬ(下畧)

而かも尚ホ流人ノ光輝度ヲ難キ者  
多キヲ以テ代官ヨリ一村ニ檢一節  
島銃十挺ヲ与ヘテ之ガ非常ニ備ヘ  
シヲタリ  
流人ノ福願度ニ難キモノ多カリシ  
モ亦タ村民ノ益ヲ度ケシコト少カ  
ラス現今行ハルニ至リテ又希島医  
政中流人ノ傳ヘシ所ヲ又希島医  
具キヲ以テ流人中医術ヲ知ル者



就テ投葉ヲ乞ヒ来レリ故ニ流人  
 中糊曰ニ究スル者ハ自ラ醫師ナリ  
 ト称シテ葉ヲ与ヘ為リニ人命ヲ換  
 セシコトアリ井上正鉄、如キニ三  
 馬民ニ養蚕ヲ教ヘ疫病ヲ拂ヒ滿  
 水池ヲ作リ博徒小次郎、如キニ石  
 灰ヲ取リ寄セ以テ滿水池ヲ堅メ德  
 島藩士、新島ニ養豚ヲ教ヘ俗称家  
 極遠ト称スルモ、ガ新島村民ニ特  
 種ノ庄極善方法ヲ傳ヘシコトアリ

故ニ是等ニ島民頗ル呼出セリ流人  
 餘祐アリ土着セル者ハ一家眷族  
 著道ニ勢力ヲ有スル者アリト難決  
 ニ下不主ノ常弊ニ就クリ得サニ  
 不又ノ憲法トス

第八節 犯罪

無期自由刑ノ犯人ニ自暴自棄ニ陷  
 、辱光惠シ事トスルニ獄務家ノ風  
 =痛心スル所ナリ一室ニ拘禁セル  
 現今ニ於テスラ然リ況ニヤ吉ハ馬



中ニ離居セシメテ放任シタルトキニ  
於テハ島民ニ其尤暴ニ苦シラレヤ  
知ルヘキナリ是レ前項既述ノ私刑  
ノ如キモノ行ハレシ所以ナリ始メ  
当局者中ニモ此儀ナリ「遠島」の  
ニテ重キ悪事いたし候に於テハ於其島  
死罪ト定メントセシテ重キ悪事ト  
ヤレリニシテ不明ナリトシ寛政  
二年ニ至リ「遠島」の「島」ニテ死罪以上  
の悪事いたし候に於テハト定メラレシ尚

ホ「但」司類又は於其島おたり事いたし或  
はあばれ事類の「島」替ト規定セラ  
ル元文二年八月島流人佐野新藏土  
屋平三郎等十四名暴犯ニ放火シ島  
没人方ハ乱入シ痕籍ヲ極メシヲ以  
テ巨魁一名ヲ斬リ其刑狀ヲ各島  
主ヲ共犯者ヲ島替トナセリ宝曆四  
年三定島流人傳即伊右エ門等六人  
阿古村ノ小舟ヲ命ニ脱島シ企テシ  
テ流人中瀬兵卫ノ密告ニ基ツキ可



しモ其島に於て獄門ニ処セラレ寛  
政七年新島ノ流人裁裁脱島シ藤沢  
ニテ捕ハラシ天罪ニ処セラレ明治  
ノ初年博徒吃おト柵ニスルモ支  
ルモリヤ殺シ新島ノ若主宅ニ乱入  
シ之ヲ殺シ刺ハ馬銃五挺ヲ奪ヒ島  
民ヲ捕ハテ水先トナシ脱島セシコ  
トアリ多キトキ若島ヲ通シ毎年  
一回以上ノ脱島者アリ代官ヨリ嚴  
重ニ注意スハキコトヨ今セシト雖之

ヲ止ムルニ至ラス然レモ脱島者ノ  
多クハ航海ニ熟セサルノ徒ナリ  
以テ或ハ潮流ニ深シ或ハ近島大島  
鵜渡振等ニ漂着セシモノ注々アリ  
るリ  
ハ大島ニハ御物ニ向フテ穢ヲ忌ム  
ヲ以テ流人惡事ヲ為ストキ之ヲ  
捕ヘ官府ニ訴フ死罪ナルトキ之  
ヲ海岸ノ高岩ノ上ヨリ突落シテ殺  
セリ今其心ソコト稱ス



第九節 救免

難若ト戦ヒ迫害ニ忍ヒ惜カラサリ  
ニ生命ヲ保ツ流人ニ時トシテ救  
免ノ恩命ニアランカト一諫ノ望  
ヲ属セシ所實ニ流人ニヤリテ唯一  
ノ光明向上心ナリ前出モ馬日記  
實ニ此心情ヲ写出シテ遺憾ナク凍  
川時代ニ於テハ辱大救ノ今下リニ  
天遠馬中要事ヲナシ馬替トナリ夕  
心モ、ハ逆ニ救免ヲ許サレサレ事

ト規定セリ又遠馬ト確定ニ在率中  
病死セシモノハ文政十年十一月日  
リ救免ノ特典ニ浴スルニ至シリ先  
ツ救免ノ令アルトキハ出馬ノ証文  
ヲ代官ニ渡シ代官ヨリ海賀奉行  
通シ奉行ノ証文ヲ寫シ代官印形ノ  
証文・素替一出馬セシヨリ流  
罪人永年馬ニ下リテ相者ノ基礎ヲ  
造リ親戚縁故ノ既ニ施ヘ又新ニ職  
ヲ求ムルヲ得サルモノハ率口在馬



ヲ喜フモノアリ然レモ此ノ如キ輩  
ニ對シテモ右ノ手帳ヲ有シ一旦出  
馬セシメテ戻ニ帰馬ヲ許セシモ斯  
テハ手帳ト費用トヲ要シ無用ト損  
累ヲ増スヲ以テ又政十一年十二月  
十九日ヨリ救免ニ馬方ニテ言渡シ  
在馬ヲ破スル者ニ之ヲ許スコト  
トセリ  
明治二年大教アリテ一般ノ救免セ  
ラシムリ

去明治元年正月十五日天皇御元  
服ノ大禮政為テ御仁恤ノ聖慮ヲ  
以テ天下一般朝敵ヲ除ク外一切  
大教被仰出矣

第五章 流囚傳

(一) 麻饒王之子

天武天皇四年四月三日麻饒王有  
罪流干國情一子流干島可本業

比觀聚國史

(二) 村田史名倉



(三)

天武天皇六年四月坐指岸乘粟流  
干年王鳥(今上)  
没，小南  
文武天皇三年五月没，君小南流  
干河至鳥初小南住於葛木山以  
浙称外從五位下轉正連廣足師馬  
淡害其能護以伏或故配遠處(饒日  
本起)取至州大島居三年(元享初書)  
大宝元年五月有教召及之(扶桑畧  
記)今大島海岸没，河前卜呼フ

(四)

所下  
多治比三定磨  
養元二年正月正四位上多治比真  
人三定磨坐誣告謀反必斬刑而  
皇太子養降死一等配流於河至島  
(饒日本記)

(五)

小野東人  
天平十三年三月己丑禁外從五位  
下小野朝臣東人下平城獄庚寅東  
西兩市決杖各五十配流河至三島



(三)

(全上)

塩焼王

天平十四年十月癸未禁從四位下

塩焼三年女孺四人下平城獄成子

配流伊至國三島(全上)

(七)

僧奉住

天平勝宝八年七月土佐國道奈寺

僧專住誹謗僧詢天所拘忌配伊至

島(全上)

(四) 永上川健及奉法堂

延暦元年閏正月因情守從五位下

永上真人川健謀叛奉露逃走下西

獲川健於大和國葛上郡詔滅死一

等死伊至國三島其妻藤余法堂亦

相隨焉(全上)延暦二十四年三月免

罪(日本改紀)

(九)

原高朝

保元、乱源高朝、死一等、子、

其、守、節、之、新、之、大、島、三、流、不、時、

一、年、十、八、在、島、教、年、代、宮、島、三、郎、大、



夫敏定一女婿トナル時。時漸、  
 瘡ハ莖ヲ用フニコト及フテ長キ  
 ヲ加フ自ラ謂ハラシ我先ニ清和  
 天皇ヨリ出テハ八幡太郎ノ胤十  
 リ祖先ノ業夫ツヘカラス此地ニ  
 朝廷我ニ賜フ所ナリト自ラ大鳥  
 三宅鳥ハ夫鳥美計(列鳥)澳ノ五  
 鳥(保元)物語録倉本ニハ大鳥トヤ  
 ヲ島上津島ニツケ島奥ノ島新島  
 三倉島半井本ニハ奥ノ島ヲ奥ノ

小鳥ニ作リ三倉鳥ヲ載セスヲ領  
 こヲ其祖祝ヲ奪フ汝ハ夫ニ住シ  
 鳥中己ニ從ニサレモハ成十其  
 弓莖ヲ奪フテ之ヲ焚ク旧臣亦猶  
 未リ屬ニ勢回ニ機ナリ居ルコト  
 十年永万元年馬海上ニ驚ノ飛フ  
 ヲ見テ其鳥ヤルヲ意ヒ海ニ振ス  
 一昼夜ニシテ遂ニ一鳥ニ至ル  
 傳ヒ云ク鬼ノ鳥トナス為朝土人  
 威服ニ鳥ヲ名ケテ葦島ト云フ



今、青ヶ島即ち是ナリ(鬼ヶ島ヲ以テ琉球トナシテ一説アリ非ナリ)今年琉球ニ流ハト一説アリ此可疑(暴種日ニ甚クシキヲ以テ狩野善光朝ニ奏シテ之ヲ討ツ嘉應二年四月(或ハ)安元二年三月六日)兼安三年八月十五日ト一説アリ)屬島小島ニ於テ先ツ長子高頼ヲ殺シ火ヲ放ツテ目撃ス次子高承三子ナリ母ニ抱カレテ逃ル子

(十)

孫從者、後胤八夫大島ニ存ス  
本権太国康  
建久三年七月(或ハ)四年十一月上  
慈回小野田御住又依下、刃傷姨母之  
罪科<sup>上</sup>被<sup>下</sup>石<sup>上</sup>之<sup>下</sup>可<sup>上</sup>遣<sup>下</sup>伊<sup>上</sup>至<sup>下</sup>大<sup>上</sup>島<sup>下</sup>三<sup>上</sup>由<sup>下</sup>此  
系<sup>上</sup>概<sup>下</sup>令<sup>上</sup>奉<sup>下</sup>給<sup>上</sup>(末<sup>上</sup>鑑<sup>下</sup>)  
僧<sup>上</sup>毀<sup>下</sup>了<sup>上</sup>及<sup>下</sup>子<sup>上</sup>殺<sup>下</sup>了

(十一)

武田信玄、季子海野龍室ノ子歟  
了甲州長延寺ノ僧ナリ頭了其子  
教了卜石川信玄カ陰謀ニ座シ慶



長十八年七月父子大島ニ流サレ

慶長五年関原ノ戦敗レ薩ナニ遁  
八連川家康死一等ヲ封シテ八年

八月十八日父子ヲ八丈島ニ流ス  
相從ヲ者其子孫九郎秀規(勝?)十

五才次子小平次秀健(八才)家臣  
田次兵工田口(香)太郎右卫門寺

尾久七田村(村田)郎六全半十郎(寺)  
尾平三郎(中)向(所)助(全)市(若)次(兵)工

下人才若小平次乳母あい(或)ハサ  
ジト云云(乙)始ノ故(江)ニ從ハント  
乞フ制禁ナレハトテ許サレズ今  
ハ詮ナシトテ自救セントスルヲ  
留ナテ上聞ニ及ヒシニ女ナラハ  
若シナルマシトテ之ヲ許サレシ  
ヲ以テ茲ニ從ヒシナリ)あいな下女  
と(之)ニ初メ隨テ許サレサリ  
シカ死ヲ以テ乞ヒ許サレハ得  
リ)等十二人渡辺御部上業トシ



予渡島ス一行衣食ニ欠乏シ飢寒  
 二若シノラシ困苦甚クシ曾テ秀  
 家ノ恩顧ヲ更テシ花房助兵工職  
 之ナル者江戸ノ市民八丈島ヨリ  
 帰リシモノトリト聞キ其快ヲ問  
 フ市民曰ク八郎(秀勝)嘗テ語シリ  
 今一度恩赦ヲ得日本へ帰着シ白  
 飯ヲ飽食シテ死セント職之ヲ  
 割キ五十万石ノ大牛事茲ニ至ル  
 中ト落涙シ直ニ老申土井利勝ヲ

訪ヒ八郎生存中年々白米二十俵  
 ヲ送ラシコトノ許可ヲ得シコト  
 ヲ乞フ利勝之ヲ割キ旧主ニ対ス  
 ルノ誼正ニ然ルヘシ同僚怙議ノ  
 上東京申セシト職之之ヲ肯セズ  
 レ此ノ如ク老ヒ亦且夕ヲ保セス  
 直ニ指令ヲ乞ハシト利勝仍ソテ  
 即時評議シ將軍ニ稟申シ其許可  
 ヲ得テ元和代官菅谷庄兵衛  
 之ニ元和中年至代官菅谷庄兵衛



管内巡視トシテ八犬島ニ卦キニ  
 降参家ヲ饗セシニ秀家ニ飯二杯  
 ヲ啖シタルニ三飯ニ至リ  
 之ヲ平拭ニ包シケルヲ見其用途  
 ヲ問フ秀家答ヘテ曰ク島ニテ  
 此ノ如キ上飯ヲ得ルコト難シ  
 帰先ノ上兒子ニ命与セシ爲ナリ  
 ト秀家此時、返禮トシテ庄兵上  
 ニ推朱ノ盃一枚ヲ贈シリ所謂浮  
 田家ノ重宝天下三枚ノ其一ナリ

此ト云フ庄兵上帰東將軍秀忠ニ  
 謁セシトキ此状ヲ具申セシニ  
 秀忠ニ浮田縁故ノ侯伯亦来有  
 家ニ資給スルモ随意ナリト今モ  
 此ヲ以テ以来米金衣服ヲ送ルモ  
 一懐ニ多ク一族爲メ、祐十ニテ  
 得ルリ兼鷹中備前ノ舟人八丈ニ  
 漂到シ一白髪翁ニ會テ老翁問フ  
 テ曰ク今備前國ヲ鎮スルモノヲ  
 誰トナス新太郎少將ト答テ新太



郎トハ何人ナルヤ家老ハ如何  
 木清兵工日置年左工門殺章ハ蝶  
 十リト答フ翁手ヲ拍テ大笑シテ  
 曰ク然ラハ池田三太工門十ラン  
 城北ニ何勢宮アリシカ今如何宮  
 尚ホ存スシ氏士定相並ヘリトサ  
 ラハ世ハ已ニ治マレハナルヘシ  
 乱世ナラハ回境ノ卑極ナリ今士  
 定アリト聞ク真ニ太平ナリト別  
 シニ福シ老翁丹人ニ

我志モハニ山崎守リよ志きの海ノ

あらし波風四ノ吹ク

ト云ハニ浪馬羽帝徳岐ノ御製ヲ  
 上ハシニ舟人帰郷之ヲ長官ニ告  
 ヲ始メテ秀家ナルヲ知リシト大  
 秀家曾テ駛去セハ船舶ニ石持ノ  
 故章アナルヲ見彼シ黒田家ノ故章  
 ナリ世治リテ江戸ニ齋スノ船十  
 ハヤ時々兵船ナルヲ様シ未ク衰  
 ハストトテ落涙セリト云フ又其時



黒木ノ柱ヲ削リテ一頁、歌リ書  
セリ

も一ほ境うきめかゝる身は疇凡托

とふばかりにやわぶとあはへん

秀家晩年落髪して久福(又ハ休福)  
ト稱ス在馬五十余年明暦元年十  
一月廿日八十四才ヲ以テ瘕死ス  
夫ハ一子加藩ニ下リ沢橋兵太  
夫ト稱ス將軍ニ奏訴シ母ト共ニ  
八丈ニ赴カンコトヲ乞フ許サレ

スニテ母ヲ召還スヘシトノ令達  
セシコト女ハ怒リテ之ニ應セ  
ス兵太夫後上表ニ秀家没ニテ後  
八郎柱ノテ食ニシテ食ヲ給スん  
臥ス老母又髪ニテ養フ能ハス  
鞆ノ命ヲ加藩ニ下シ臣加賀ニ  
食ム料ヲ以テ八丈馬ニ送リハ  
郎ヲ給養セシト秀忠之ヲ許シ加  
藩ニ命ニテ之ヲ送ラシム未毎  
年並給シテ訖ヘス(前章参照)



八郎一子太郎助ヲ生之慶安元年  
 八月十八日五十八才ニテ没ス  
 小平次藤村ヲ生之明暦三年三月  
 六日五十九才ニテ没ス  
 其他淳田次兵卫(元和元年十月十  
 七日)田口太郎右卫门(寛永廿年六  
 月十九日)寺尾又七(全十年八月廿  
 五日)田村助六(万治元年十月廿三  
 日)今半十郎(寛永九年七月廿三日)  
 并助(全七年十一月廿五日)才若(全

七年八月九日)女(全四年)とら(全  
 三年二月十八日)相踏(全没セリ)  
 太郎助ノ子孫九郎藤村ノ子三助  
 其子幸平子孫相健(全)蕃地ニ生  
 曆三年ニハ十軒里廿六人女三十  
 三人文化十二年ニハ二百一人寛  
 政三年ニハ五百十二人ノ多キニ  
 至レリ  
 明治世新ノ初秀家ノ新注田原丸  
 郎外七人恩教セラレテ帰國スル



〇トヲ得たり  
 伊豆國八丈島派人浮田孫八郎  
 今忠平令半令半令即吉令小平  
 次令半六令半七  
 右慶長慶宗ノ余一筆、後字田  
 中他言考家並一類共有八本、  
 流罪相成右末孫、有之今般皇  
 政御一新ノ降一同御教致仰付  
 貴楊仕慶大加賀守軍州中將司  
 〇合力末請品共送未貴間右由

諸、以下令家へ引渡被仰付可  
 然奉存貴派之此段奉同貴以上  
 明治二年二月 江川大郎右工門  
 年事御没所  
 同王通被仰付加賀宰相中將へ  
 毛可相達貴間早口取計可申事  
 加藩 = 於下板橋、東加藩即、東  
 地、上、りりし、後復島、  
 大賀御 = 任セム、  
 官女五人



朝廷ノ臣官女ト密契シテ浴中ヲ  
 佛個ニ遊會殆ント萬次ヲ乱ル云  
 云死罪一等ヲ背シテ遠流ニ入ル  
 難波少将宗勝ニ伊豆國始婦五人  
 皆髪ヲ断テ綿服ヲ着セ各奴婢  
 二人ヲ添ヘ八丈馬ニ流ス(武遠婦  
 羊某成五辰紀近時ニ慶長十四年  
 十月十日(武遠大成記ニ三官女  
 ヲ大馬八丈馬ニ流ストアリ)  
 (高) 永見大藏萩田至馬漕一青

天和元年六月廿二日 越後騷動  
 千石八丈馬ニ流サレ  
 萩田ニ乘美川城代ニテ一万四千  
 石大藏・越後志直ノ三男ニテ二  
 千石ヲ倉ニ兩石共美作(小栗)が奸  
 計ノ事達ニシテからけず主人の家  
 國援亂セシメたる殿不届ニ付各  
 船派被御付之ト罪名ナリ一言  
 一誠清記と名付テ号振ノ空言を  
 流傳セシ罪ナリ



(五)

小栗兵庫 庫金十藏 女藤左衛門  
前同派 罪ニテ 大馬流 廿八兵  
庫美作ノ弟ニテ 千石十藏 大目  
大首取ニテ 千石治左衛門 大目  
廿五石ニテ 二千五百石(美作ノ達  
十石四十石ヨリ 立身ニテ 食ヲリ  
渡迎大隅寺洞真  
大目計十ヨリ 今月廿七日 大馬  
派廿八松平誠治守家中 騒動ノ事  
取坂 江井雅樂 忠清 父世大和守

(六)

廣之加申詞ノ 及ミテ 裁断セ  
シ さま 卿ニ 似合 付申 しか 大と 大  
ヲ 在 以テ 不調 信ヲ 思及 死流 放仰

(七)

同島 臺政 本多 七左衛門  
永見 等ト 今罪ニテ 三定 島ニ 流サ  
八 臺政ニ 秀康 以 東海 川家ヨリ 廿  
人ニテ 一万 四千石 領ニ 代々 目  
見得 大石 塔ノ 藩士 十ノ 萩田 代



川、糸島川、城代トナリ、高田、藩  
 改ニ于ル共時三十才ナリ  
 本多七左門モ全シリ附人ニテ  
 大石拾ナリ又ナリ八太夫ト云フ三  
 千四百石ヲ領ス共時七十四才十  
 是等ノ警衛前幸第一節給卷(全并  
 六節)既・前・楊ケリ  
 村松政右工門向潮定吉田傳内中  
 村年三郎

元禄十六年四月廿七日何シモ父  
 罪ニ坐シテ大島ニ流サレ何シ  
 天津野也匠頭ノ家来所謂赤穂等  
 士ノ子ナリ別千政右工門ニ嘉兵  
 正ノ次男也三才更一久太夫ノ次  
 男也才傳也志方工門ノ次男也  
 五才年三郎ニ勤助ノ倅十五才十  
 (は) 日蓮宗徒七十余人  
 元禄四年四月不学不施次巻田東



他：流ス  
造田：寛碩等七十餘人、新島其

(F) 天野五郎太夫正勝  
台所殿ナリ將軍朝吉、愛猫、井

落千テ死セシ罪ヲ以テ貞享四  
年二月八日大馬ニ流サシ

(E) 泉市右エ門  
小石川御殿番深ヨリ、叔僕大ヲ殺

セシ罪ニ依リ今年四月八日大馬ニ  
流サシ

(D) 半井ト養

官医ソリ今年七月三日定島ニ流サ  
シ延宝六年没ス

(C) 生島新五郎

江戸、俳優ヨリ幕府に島ト通シ

城中：出入ス事露シ正徳四年八  
月大馬ニ流サシ享保十八年正月没

ス享年六十四才

(B) 博達丸人武士而姓廿五人等

噓付リ犬アヲハ一匹ヲ弔ラズ



叙ニ新叙サニト揚言シタル博達  
 九人ニ復享二年十月派サレ共頃  
 疲馬ヲ路傍ニ捨テシモ、九人忌  
 辰ヲ憚ラズ吹矢ヲ以テ燕ヲ獲リ  
 ハモ、モ、派サレ又病馬ヲ打捨テ  
 ヲル部士百姓廿五人神津島ニ流  
 サレ是レ皆(世)(世)ト共ニ稠吉將軍  
 愛高令ノ為ノナリ  
 (蓋) 常樂茂本多源亮工刀部都権太夫  
 大島主計

享保十四年四月廿一日派サレ  
 (蓋) 僧日尚日啓  
 天保十二年十月慈中山法華寺、  
 地中智果院住持日宋八晴客別当  
 年云茂日啓、二人女犯、罪ニテ  
 派サレ世俗ニ喧傳セシ石中感應  
 茂事件是ナリ  
 (蓋) 金田郁三郎  
 元勘定但須ツリ鳥居中斐年流川  
 六藏事件、干シ天保十三年十月



(共)

三日 既派  
村田平兵衛  
師多賀助三進  
(英一蝶)ト共、高

世百人一首百人女簡ッ出版シ

八罪・流シ元禄十一年十二月三

日八夫馬流シ宝永六年九月

大救セラハ

英一蝶  
多賀助三進

信直潮湖ト号ス元禄十一年十二月

(英)

一蝶初ッ、名ハ多賀助三進

月三日三宅島ニ流サハ出版ノ時

俳人其前ト別シテ惜シト事アリ

(前章第二節参照)何古村、居ス時

・年四十七才十リ在島十二年島

中、石土木安ッ以テ徳具ッ製シ

テ至リ世ニ元ヲ島一蝶ト称シ

玩ス就中島名主兼地家ニ疎セ

惟子ノ源所、同ハ好書者、珍重

母、力サシ所トス、調古中恒ニ画ッ

母、許ニ送リテ衣食、背ニ合ス



日々恙シ地方、明ケテ母ヲ懐ッ  
 故、望御案ト石ツク宝永六年九  
 月款、會中帰ル時偶北窓、下葉  
 花壇、一蝶、眠シルヲ見我身、  
 上、思ヒ事々姓シ美若シ一蝶ト  
 改ム画右之ヨリ益根ヲ三宅島葉  
 師堂、飛ニ画、心ニ王百佛掬向  
 、龍神官所居、樹下、管公寺院  
 藏、善導大師田文大師、對画八  
 丈鳥、アハハ七高神杉、鶴、ニ幅

(三)

對善尚、大存セリトゾ  
 井上正鉄  
 天保十四年二月九日人心惑乱、  
 罪、依リ三宅島、流サレ石村  
 住ス日夜、ウカシ工ニ夕ヨリ  
 唱へ、稗教、輿旨、達ス門人島長  
 十数人、流人十数人下リ島長、養  
 蚕ヲ教ヘ、疫癘ヲ拂ヒ又西ヲ祀リ  
 瀧水池ヲ作ル島長之、帰服ス嘉  
 永二年二月十八日没ス明治二年



二月九日大教セリ

(世) 梅辻規清

嘉永元年智彦、神官(神道教法)  
本社ヲリ法罪ヲ獲八夫鳥、流  
途次三定鳥、寄塔シ便船ッ侍  
ツ間正鉄、雜ニ宿シ議論百出逆  
之ニ屈ス居ルコト教月斯尽  
正鉄之リ資恰ニ規清布斗麻午  
成、ス之ヲ正鉄ニ授ケ正鉄ヨリ  
神傳ヲ受、其授受ノ際三昼夜

及ヘリト云、居ルコト半年留没

・就カス山下惣十郎、先ニ高シ

日夜信心修行ト著書トシ事トス

終ニ教書百冊ヲ著シ旁ラ鳥民ヲ

教育ス居ルコト十四年文久元年

七月廿一日六十四才ニ没ス先

是時年上浴ノ際教ニ會テ使人到

レハ既ニ没セシ後ナリ

(世) 辻藤富藏

重臣、子ナリ百姓半ニ弗一災救



害ノ件ヨリ御旗本ノ情ニ有之間  
 敷不届之至トアリテ文政九年十  
 月六日八丈島：流リん慶應元年  
 四月栗本銅雲八丈島寄塔、時富  
 藏、子十人者、會入り其時四十  
 才以上ニテ自製、八丈島畧同シ  
 賜レリト云フ  
 博注小次郎  
 俗小金井小次郎ト称ス安政二年  
 三月野田博奕、科ニ由リ三定島

(世)

二流ヤル邊ニ石灰ヲ取寄セ野水  
 池リ邊ニ又流注中腹島ヲ企テ小  
 次郎、共謀ヲ勤ナシコト集ナリ  
 之ニ應セズ遠川幕府崩壞、  
 報ヲ得却業拂リ既ニス流人一同  
 ト共、旧主ニ報ハシト于地没人  
 壬生梧津ニ面シ却ニ出島ヲ乞フ  
 許サレズ然レ氏其状リ早ニテ上  
 申セシカハ慶應四年五月赦サレ  
 今年八月一般因達赦免セラル



(世)

相馬主計

一 王殿ト称ス常陸ノ人ナリ五  
 稜節ノ没官年ニ降リ大馬根本等  
 首魁七人ト共ニ大平所氣向所ニ  
 拘禁セラルル中主計ニ事新徴也  
 = 干之逆ニ新馬ノ取ヤラハ在馬  
 中馬民ニ談者習子ヲ教ヘ閑ニ詩  
 歌ヲ賦ニシテ懐ヲ遣シリ執ヲ學フ  
 天ノ頌ハ多シ性技工ニ富ニ寓所  
 = 別室ヲ建ツルニ際ニ設計建築

2

自ラ之ヲ為シ逆ニ正人ノ事ヲ備  
 一ヲ要セスコトヲ之ヲ諉工セリ存  
 常謹嚴制節力ヲ許サシム以テ廟  
 子ヲ節シ以テ其容ヲ整ヘリ明怡  
 = 年赦アリテ澤國ス養スルニ臨  
 子昂ヲ集メ惜別ノ意ヲ述ヘ一  
 首ノ和歌ヲ詠セリ

きちちらるるそむし様身はわかるとも

視花海の浮きのつを

(世) 上平主親一瀬主殿大木主水



共：十津川、御士十、老講、共井  
 平四郎、判、殺、罪、坐、上、平、新  
 島：配、流、セ、ラ、ン、後、以、後、一、般、大  
 赦：遣、心、帰、國、ス、ル、コ、ト、シ、得、リ  
 上平：大、赦、挂、替、ラ、リ、留、リ、ラ、匠、漸  
 二：道、事、セ、シ、五、逆、心、帰、國、セ、リ  
 土肥：鏡、之、進、田、中、多、幸、寺、田、勘、十、郎  
 外三人  
 共：久、世、大、和、寺、臣、ニ、シ、ラ、土、肥  
 田、老、相、山、大、進、弟、シ、リ、慶、應、元

年、新、島、流、サ、一、般、一、赦、帰  
 國、ス、ン、リ、得、リ、ト、リ  
 海部：勘、六、外、十、一、人  
 海部：勘、六、(妻)一、人、之、從、之  
 全六郎、毛、利、長、七、五、石、向、常、次、郎  
 長坂：甚、平、加、某、平、七、五、石、森、平、太  
 郎、渡、辺、十、平、湯、佐、万、之、郎、小、川、太  
 郎、跡、尾、松、助、外、一、人、共、徳、島、藩  
 士、十、リ、慶、應、三、年、新、島、死、セ、ラ、ン  
 在、島、中、特、種、一、恩、典、ニ、テ、御、重、ヨ、リ



一 贈物他へス又書信、如中も既  
 述、手快り徑ス、直接ニ授受  
 スルヲ得、腰ハ優過ヲ受ケリ島  
 民ニ養豚ノ旨ヲ教へ、現今至零、  
 生産トナシ、一行中主花正教ハ  
 八丈流罪ノ途、寄懐中道ニ痲死セ  
 リ、一行又明拓ノ大救・浴スルヲ  
 得、  
 (世)  
 河内、水野、前守、家臣ヨリ谷  
 河内、水野、前守、家臣ヨリ谷

一 若右屋、藩士ナリ、今年共、  
 新島、肥セラシ、或干ナラス、  
 教免ヲ得、心ニ至シ、  
 教免ヲ得、心ニ至シ、











11